

長崎市告示第465号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

長崎市長 鈴木史朗

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

丸善団地親交自治会

(2) 事務所

長崎県長崎市三原2丁目1番47号

(3) 代表者の氏名

櫻井 権次

(4) 代表者の住所

長崎市三原2丁目1番47号

2 変更があった事項及びその内容

区域

「長崎市石神町35番12号から40番13号までの区域及び長崎市辻町23番1号から24番29号までの区域及び長崎市三原2丁目1番1号から10番16号までの区域及び長崎市大手1丁目29番1号から29番20号までの区域及び長崎市大手2丁目1番17号から31番29号までの区域及び長崎市三川町18番18号の区域」を「長崎市石神町35番12号から40番13号までの区域及び長崎市辻町23番1号から24番29号までの区域及び長崎市三原2丁目1番1号から10番16号までの区域及び長崎市大手1丁目29番1号から29番20号までの区域及び長崎市大手2丁目1番17号から31番29号までの区域及び長崎市三川町1280番地1の区域」に改める。